

第8号

SOS ニュース

相続についての知識【1】

(1) 民法は、相続人の順位と各相続人の相続分について規定しています。これを法定相続人・法定相続分といいます。ただし、遺言がある場合は別で、原則として遺言に記載されていたとおり相続することになります。

(2) 相続人は、自己のために相続があったことを知ったときから3ヶ月以内に単純承継するか限定承認あるいは放棄するか決めなければなりません。

■ 単純承認

- ① 相続人が相続財産の全部又は一部を処分したとき。
- ② 相続人が、自己のために相続があったことを知ったときから3ヶ月以内に限定承認または放棄をしなかったとき。
- ③ 相続人が限定承認又は放棄した後で、相続財産の全部又は一部を隠匿したり消費した場合、あるいは悪意で財産目録中に記載しなかったとき。

■ 限定承認

相続によって得た財産の範囲で被相続人の債務や遺贈を弁済するというもの。債務等が多い場合は相続財産の範囲で弁済が行われるので、相続人が債務などを引き継ぐことはありません。債務よりプラスの財産が多い場合には相続人が相続することになります。ただし、相続人全員の合意で家庭裁判所に手続きをする必要があります。

■ 相続放棄

相続の放棄をすると、始めから相続人でなかったことになります。この手続きは、家庭裁判所にて行ないますが、相続人の全員である必要はなく、個々人でできます。

(3) 相続人の範囲 相続人の範囲は民法によって定められています。相続人は次の通り。

※ 第1順位・・・配偶者と子（直系卑属）

夫が死亡した場合は妻が配偶者。配偶者がすでに死亡している場合には子が全財産を相続します。子は実子・養子・非嫡出子を問いません。子が死亡していて孫がいる場合には、その孫が子に代わって代襲相続します。なお、議論はありますが、非嫡出子の相続分は嫡出子の2分の1。

嫡出子は、婚姻届をしている夫婦の間の子で、それ以外の子を非嫡出子とといいます。

※ 第2順位・・・配偶者と父母（直系卑属）

配偶者が既に死亡している場合は、父母が全財産を相続します。

※ 第3順位・・・配偶者と兄弟姉妹 配偶者が既に死亡している場合

兄弟姉妹が全財産を相続する。配偶者がいる場合には、その配偶者は常に相続人となりますが、他は順番が決まっていて、①子（直系卑属）
②父母（直系尊属） ③兄弟姉妹の順です。

例えば、被相続人に配偶者と子供、父母、兄弟がいる場合、配偶者と子供が相続し、父母、兄弟に相続権はありません。もし、子供がいなければ、配偶者と父母が相続人となり、子供、父母ともにいない場合、配偶者と兄弟姉妹が相続人です。

以上

（自由国民社版 知っておきたい暮らしの法律^得事典より）